鳥取県告示第88号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成25年2月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
米子環状線	変更前	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市	6. 1~41. 3	295. 0
		和田町字上灘東3082地先まで		
		米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から同	19.4~39.1	233. 0
		市和田町字新川尻3119-1地先まで		
	変更後	米子市和田町字上松中東3273-6地先から同市	6. 1~44. 2	302. 0
		和田町字上灘東3082地先まで		